

第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画（案）に関するパブリックコメント（意見募集）の実施について

こども施設課

1 趣旨

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき、5年を一期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされており、平成27年度から令和元年度までの「第一期前橋市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年度から令和6年度までの「第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。今回、令和7年度から令和11年度までの「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定するに当たり、広く市民の皆様の意見を聞くため、パブリックコメント（意見募集）を実施します。

2 パブリックコメント資料

第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画【概要版】（案）

3 第二期事業計画からの主な変更点

- ① 別途策定予定の前橋市こども計画と一体のものとして策定する旨の文言を追加
- ② こどもや当事者の意見を事業計画に反映させる取組の項目を追加
- ③ 妊娠期から切れ目のない支援を推進するための文言を追加
- ④ 児童福祉法等の改正により追加となった地域子ども・子育て支援事業6事業を追加

4 パブリックコメントの実施期間

令和7年1月14日（火）から令和7年2月10日（月）まで

5 実施方法

(1) 市民への周知

- ① 「広報まえばし」令和7年1月号に掲載
- ② 市ホームページに掲載
(掲載は令和7年1月10日（金）を予定)

(2) 資料設置場所

こども施設課（前橋市保健センター2階）、市庁舎（2階 情報公開コーナー）、各支所、市民サービスセンター、各地区公民館、コミュニティセンター

6 意見の提出方法

市ホームページ及び資料設置場所に設置してある用紙に記入の上、郵送、ファックス又はメールで提出、若しくは資料設置場所に直接

7 公表

提出された意見及び意見に対する本市の考え方は、市ホームページ及び資料設置場所で公表